

平成27年（行コ）第16号 給与等請求控訴事件

控訴人 日本国家公務員労働組合連合会行政職部会外359名

被控訴人 国

意見陳述書

2015年7月8日

東京高等裁判所第15民事部 御中

控訴人 日本国家公務員労働組合連合会行政職部会
理事長 宮垣 忠

第1 はじめに

控訴人の日本国家公務員労働組合連合会行政職部会の理事長をしています国公労連中央執行委員長の宮垣です。

2014年10月30日に、東京地裁民事第19部が、本件賃下げ違憲訴訟で、政府も国会議員も人事院勧告を尊重していく姿勢を示していたという事実と異なる認定をして、人事院勧告にもとづかない賃金の引き下げを合憲と判示し、国公労連との誠実交渉義務違反も認定せず、私たち原告の請求をすべて棄却する不当判決を行いました。

憲法遵守義務を負い、法の番人である裁判官としての矜持も感じられない、政府いなしの「判決」であり、到底納得できるものではなく、控訴した次第です。

第2 給与減額の「理由」の空疎さと減額による国家公務員の被害の実態

原判決は、裁判で取り調べた証拠によって明らかとなった事実、とりわけ、給与減額の「理由」の空疎さと減額による国家公務員の被害の実態をあえて無視しました。

2年間にも及ぶ給与減額が終了した2014年3月末日の段階で、東日本大震災の復興財源とされていた復興特別法人税が1年間前倒しで廃止されました。

復興特別法人税の廃止による税収の減額は、約8000億円であり、この2年間の国家公務員の給与減額の総額である約5800億円をはるかに上回っています。

人事院勧告を無視をしてまで給与減額を強行しておきながら、支払い能力のある企業に対して、その総額をはるかに上回る減税を行ったことは、財政難の克服や東日本大震災の復興財源の確保という給与減額の理由が空疎なものであったことを示しています。

そればかりか、いまや政府は、東日本大震災の復興財源について、2016年度か

ら5年間で「復興・創生期間」として、自治体に一部負担を求め、被災自治体の猛反発をかっています。

給与改定・臨時特例法による給与減額措置によって、控訴人らの損害額は、ひとり平均約102万円、多い人では200万円以上に達します。

給与を減額された仲間は、予想外の減収を強いられたため、貯金を取り崩したり、保険を解約したりして、生活をやりくりしましたが、そのしわ寄せは、こどもに学習塾や水泳教室に行くのを我慢させたり、進学先を行きたい高校から授業料の安い高校に変えたりするなど、家族にも及び、生活設計を狂わされました。

また、職場では、毎年の定員削減によって、一人あたりの業務量が増えているなか、全体の奉仕者としての責任を果たすために、精一杯、業務に励んでいます。

それにもかかわらず、いままでの賃金決定ルールを無視をして、なぜ、人事院勧告によらずに、一方的に賃金が大幅に引き下げられなければならないのか。

このままでは、公務員労働者は無権利状態ではないかと、職場の仲間は、激しい怒りと憤りを感じています。

第3 政府の交渉態度は典型的な不誠実団交

原判決は、政府が6回の交渉を行い、国公労連の要求・主張に対して「一応資料を提示するなどして回答・説明を行っている」などとして、政府が誠実団交義務を尽くしていないことを否定しました。

しかし、事実は、合計6回の交渉において政府は、具体的な資料に基づく説明をおこなうことなく、ひたすら政府提案への「理解」を求める態度に終始し、この間の交渉で示された資料は、政府のホームページで誰もが閲覧できる内容のわずか4枚のペーパーだけでした。

そのうえ、5月27日、6月2日の2回の交渉の前に、すでに総務省で5月25日付「国家公務員の給与減額支給措置について」の文章が決済されており、その中で、国公労連とは「ギリギリまで交渉を行いました、残念ながら合意に至ることはできませんでした」との内容が盛り込まれていたことは、政府が、合意達成のための抜本的な検討をすすめる意思がなかったことを示すものです。

そして、政府は、提案からわずか3週間後の6月2日の国公労連との交渉で、国公労連が交渉継続を求めたにもかかわらず、「交渉打ち切り」を一方的に宣言し、翌6月3日の閣議で、給与臨時特例法案を国会に提出することを決定したのです。

第4 国公労連に責任を転嫁する判決

また、原判決は、「国公労連は、人事院勧告制度に基づかない給与減額支給措置は憲法違反であるなどとして政府提案にはおよそ賛成できないことを前提として交渉に臨み、・・・結局のところ、両者間において給与臨時特例法案の実質的内容について

協議が行われることはなく、交渉を終了した」、「このような経過を辿った主な原因は、給与臨時特例法案が違憲であるかどうかという点に関して両者の間に基本的な見解の相違があることによると考えられる」として、あたかも国公労連が一貫して「聞く耳を持たなかった」かのような決めつけをしています。

重大なことは、このように原判決が、政府の側に労働組合の合意を得るための努力を尽くすべき義務があるという「大原則」を無視していることです。

憲法上疑義がある給与減額支給措置を実施しようとする側が、十分な説明をしなかったことを棚に上げて、政府提案を受け入れなかった国公労連の姿勢に責任があるかのようにいうのは、完全に逆立ちした論理といわなければなりません。

第5 最後に

私たちが、賃下げ違憲訴訟を起こしたのは、国家公務員の賃金が約625万人の地方公務員や独立行政法人、民間労働者の賃金に直接影響するために、「賃下げの悪循環」を断ち切り、すべての労働者の賃上げを勝ち取るためです。

裁判で、このまま被控訴人である国の主張が認められることにでもなれば、今後、政府は、いつでも、財政難を理由にして、人事院勧告制度を無視し、労働組合とのまともな交渉もせずに公務員給与を引き下げることが可能となります。

そうなれば、憲法第28条が、全ての勤労者に労働基本権を保障しているのに、私たち公務員労働者は、憲法第28条の規定する勤労者ではなくなって、無権利状態に陥り、労働組合も無意味なものにさせられてしまいます。

高等裁判所の公正な判断を心からお願いして、国公労連を代表しての私からの陳述とさせていただきます。

以 上